

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第23号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(道路の位置の指定の変更等)</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第6条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区域</th><th>基準積雪量（メートル）</th><th>標高に乗ずる数値</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>東伯郡</td><td>0.8</td><td>0.0036</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区域	基準積雪量（メートル）	標高に乗ずる数値	略			東伯郡	0.8	0.0036	略			<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(道路の位置の指定の変更等)</p> <p>第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条及び前条の規定の例により申請書を総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第6条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区域</th><th>基準積雪量（メートル）</th><th>標高に乗ずる数値</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>倉吉市及び東伯郡</td><td>0.8</td><td>0.0036</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区域	基準積雪量（メートル）	標高に乗ずる数値	略			倉吉市及び東伯郡	0.8	0.0036	略		
区域	基準積雪量（メートル）	標高に乗ずる数値																							
略																									
東伯郡	0.8	0.0036																							
略																									
区域	基準積雪量（メートル）	標高に乗ずる数値																							
略																									
倉吉市及び東伯郡	0.8	0.0036																							
略																									